第84回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
（徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議）

日　時：令和４年１１月１４日（月）
　　正午から
場　所：県庁３階　特別会議室

◎協議事項
・とくしまアラート等について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議　配席図

令和4年11月14日（月）

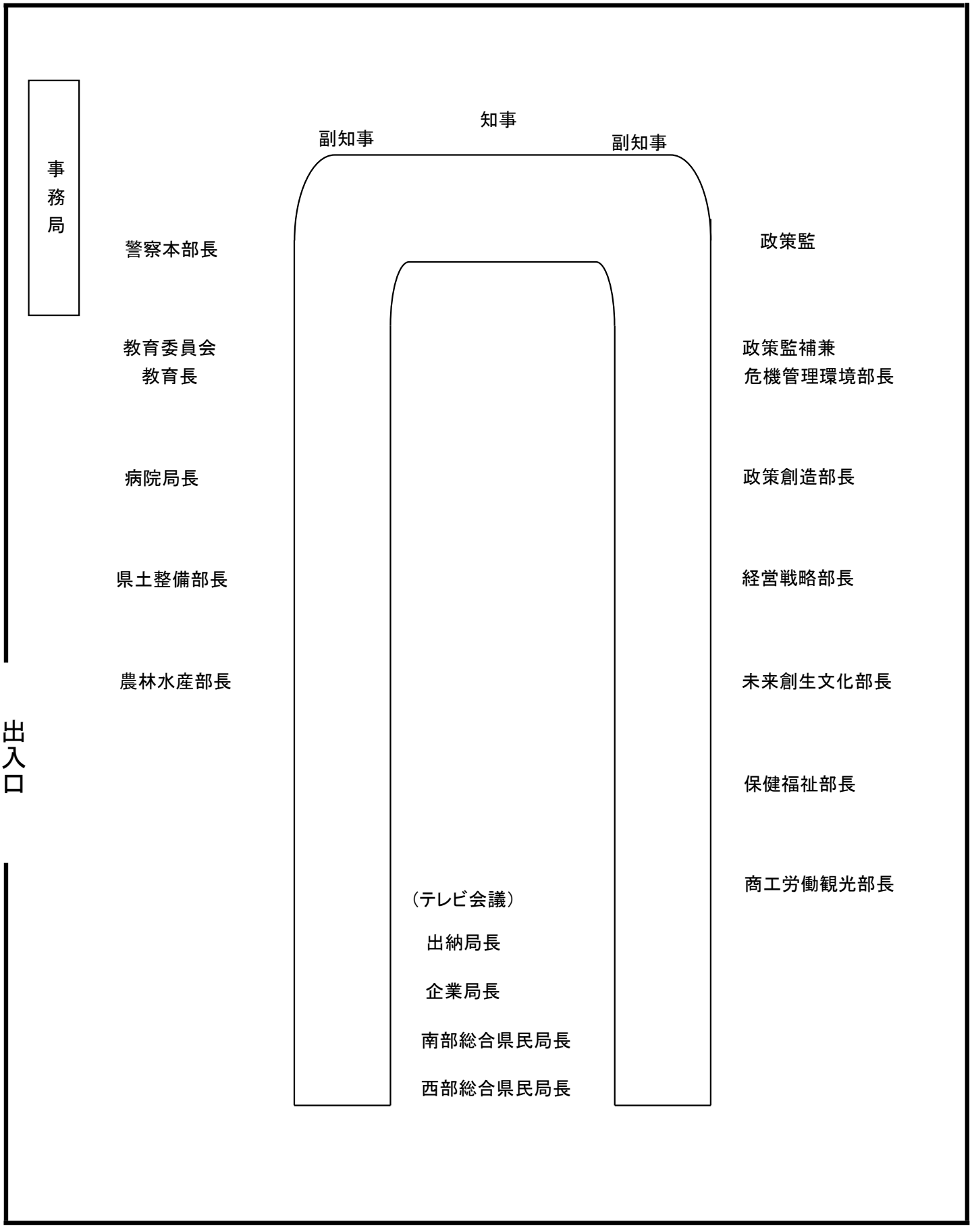

資料　1

令和４年１１月１４日

保　健　福　祉　部

○１日の新規陽性者数の推移

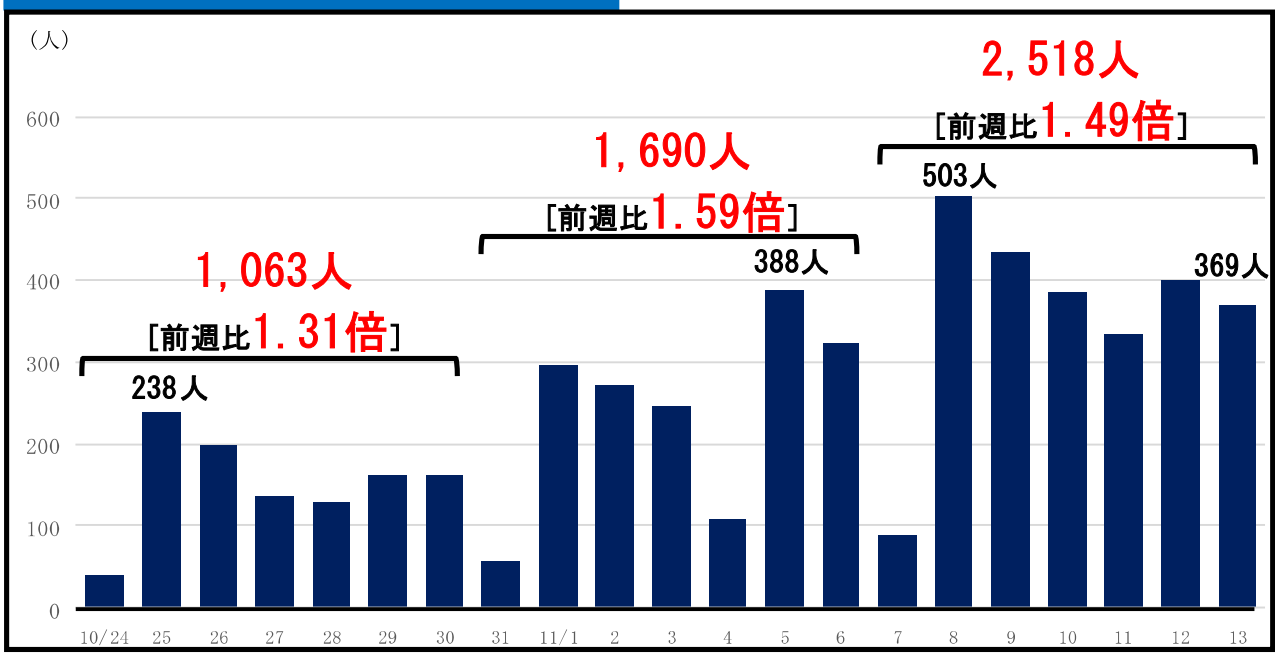

○最大確保病床使用率の推移

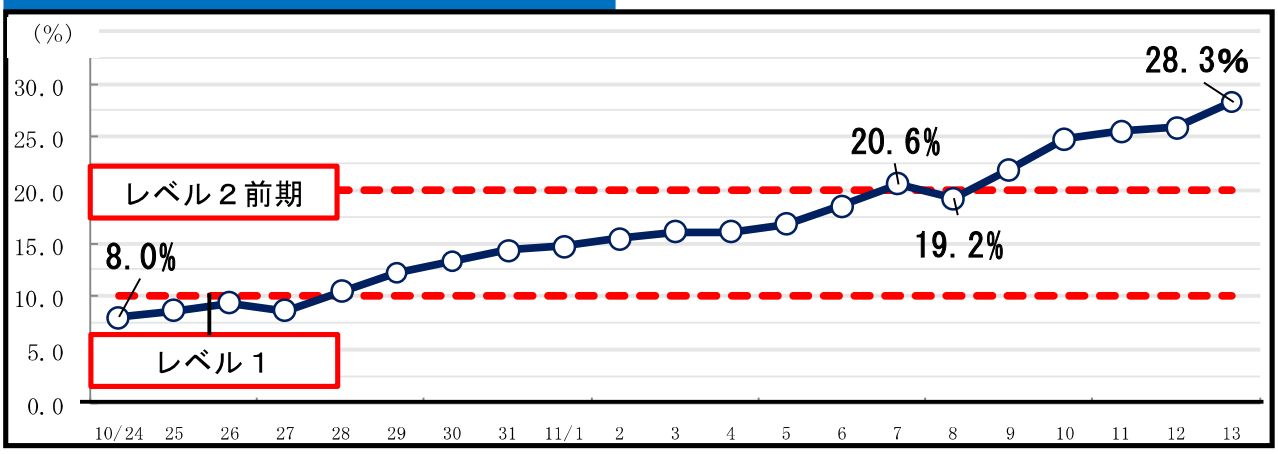

○保健所管内別・年齢別陽性者数（11/7～13）

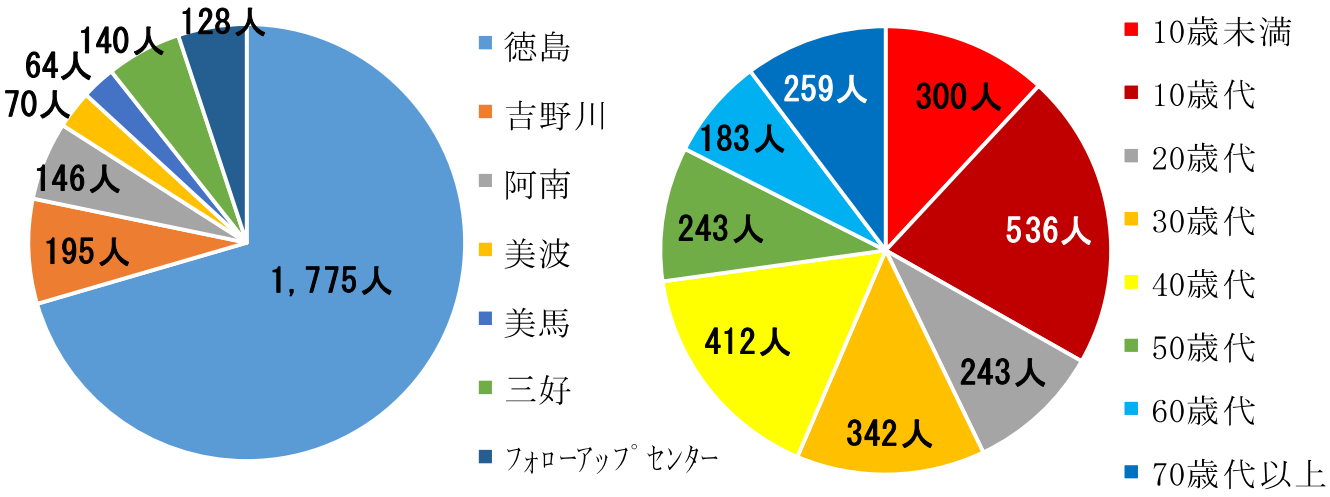

全国の新規感染者数・重症者数推移

資料　2

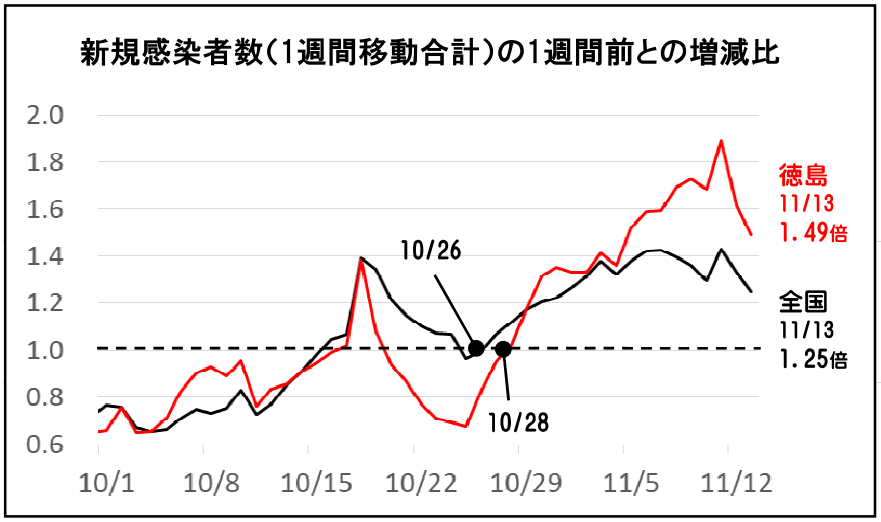

全国の新規感染者数の直近1週間と先週の比較

10/24(月)	10/25(火)	10/26(水)	10/27(木)	10/28(金)	10/29(土)	10/30(日)
16,850	47,770	50,393	42,638	39,394	44,574	40,693
10/31(月)	11/1(火)	11/2(水)	11/3(木)	11/4(金)	11/5(土)	11/6(日)
22,417	65,481	70,533	67,765	34,130	74,385	66,583
11/7(月)	11/8(火)	11/9(水)	11/10(木)	11/11(金)	11/12(土)	11/13(日)
31,728	81,401	87,410	78,577	74,093	79,486	68,894

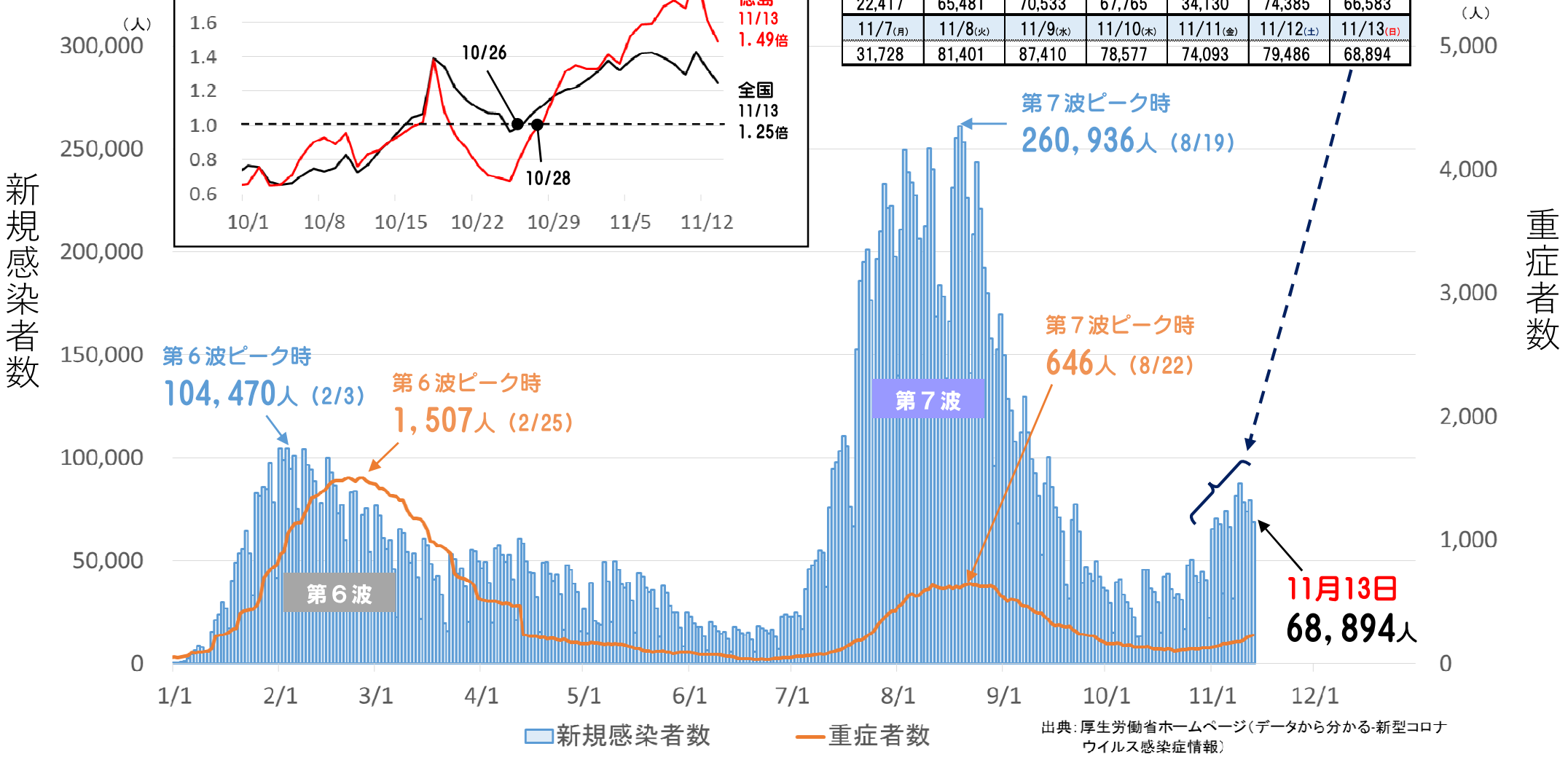

出典：厚生労働省ホームページ（データから分かる-新型コロナウイルス感染症情報）

全国の新規感染者数は、**増加傾向**であり、曜日毎に比較しても、11月5日以降、全ての日で**先週を上回っている**。
１週間前との増減比においても、10月26日以降、**19日連続**で**「１」を上回っており**、**増加傾向**が継続している。

都道府県別感染状況（直近1週間の人口10万人あたりの感染者数推移） 資料3

・全ての地域で感染者数は増加傾向にある。
・特に、北海道・東北、中部地方では増加が顕著であり、中でも北海道では、今夏のピークを超えて増加している。
・年代別では若い世代・高齢者の感染者数が増加傾向にあり、今年は季節性インフルエンザの同時流行が懸念される。

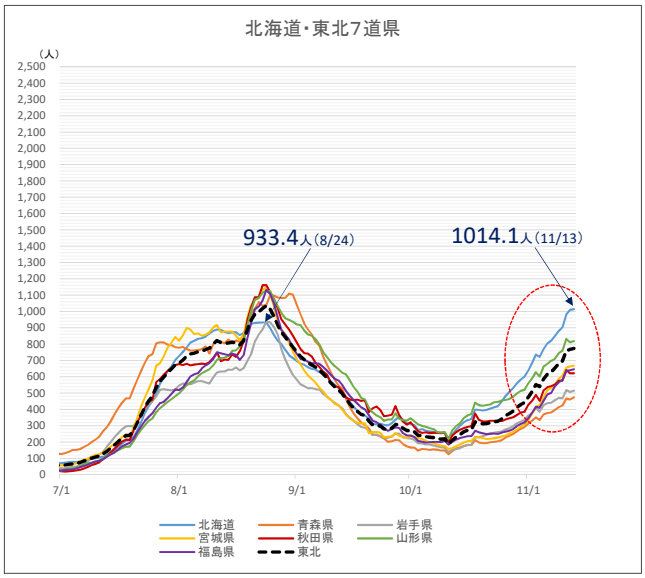

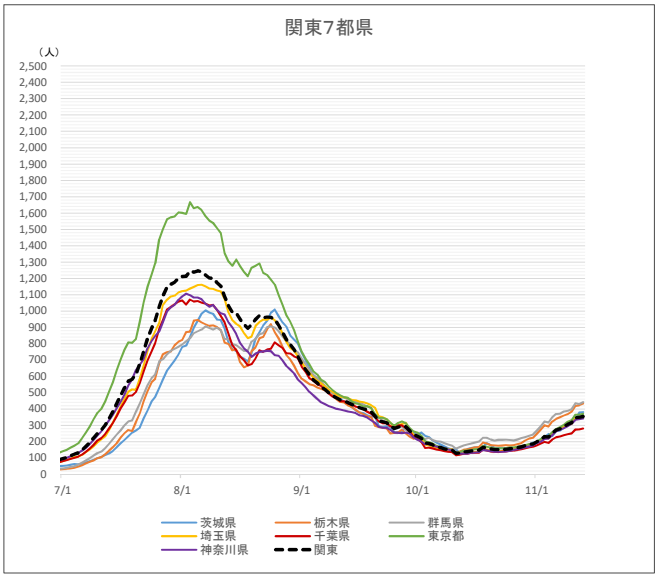

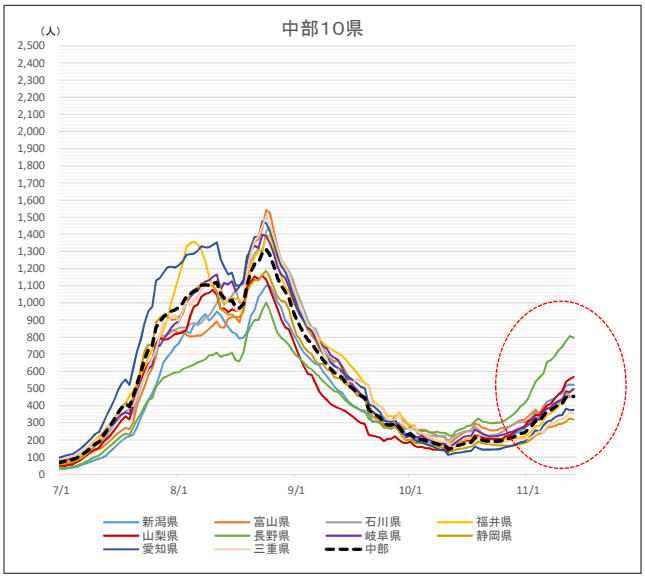

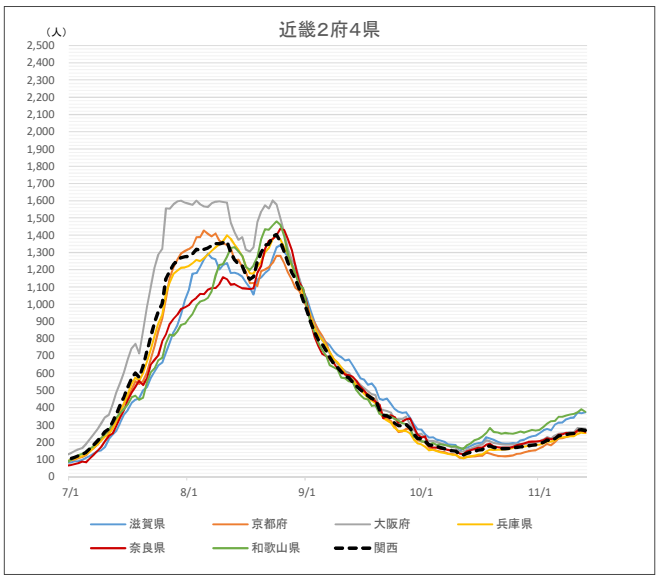

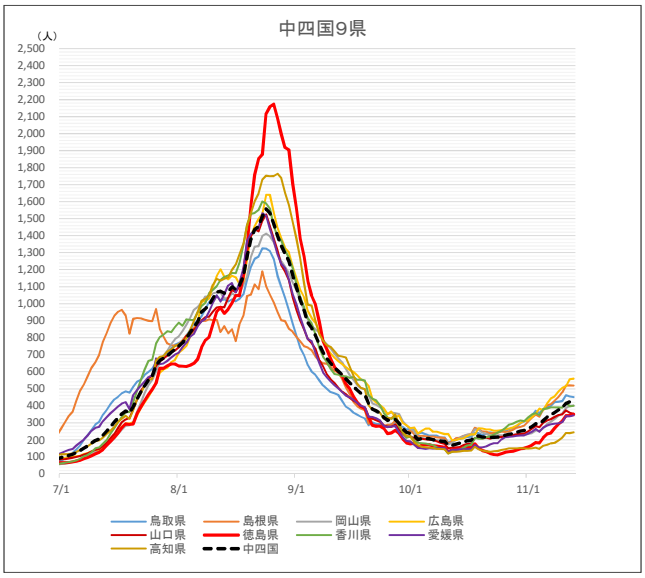

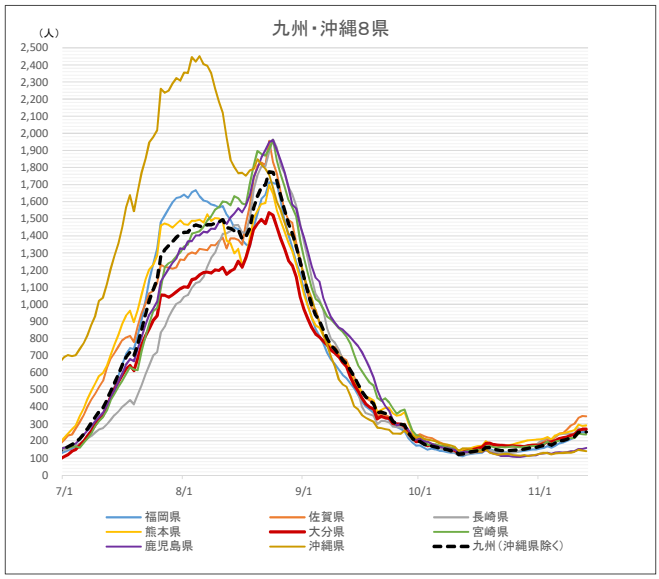

出典：厚生労働省ホームページ（データから分かる-新型コロナウイルス感染症情報から）

資料４

第20回（令和４年11月11日）
新型コロナウイルス感染症対策分科会とりまとめ

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応

新型コロナウイルス感染症対策分科会
令和４年11月11日（金）

はじめに

○ 前回（令和４年10月13日）の分科会において、「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」を議論し、分科会としてとりまとめた。この中で、

- 今秋以降の感染拡大においては、これまでを上回る感染者数が生じることもあり得る、また、季節性インフルとの同時流行が懸念されている。その場合でも、今夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本方針とする。
- 併せて、医療機関・高齢者施設・学校・保育所等について、先進的な取組例等も踏まえて、ポイントを絞った効果的・効率的な感染対策に取り組む。
- ただし、感染者数が膨大な数になり医療のひっ迫が生じる場合や、ウイルスの特性に変化が生じ病原性が強まる等の場合には、住民や事業者に対する感染拡大防止や医療体制の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等が考えられ、状況に応じた対応を行う。

こととしている。

○ その際、委員から、

- 今はオミクロン株の重症化率や致死率の低さから考えて、従来の緊急事態措置やまん延防止等重点措置による行動制限について国民の理解を得ることは難しい
- 医療提供体制・検査体制の整備やワクチン接種を進めても、感染レベルが高まり、深刻な医療ひっ迫という危機的な状況を避けるために、感染レベルを下げる対策としてどのようなオプションがあるのか、どのような状況になったら強い対策が必要になるのか、検討する必要がある

という趣旨の指摘があった。

○ これを受け、今夏の感染拡大において生じた保健医療や社会経済の状況、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定して準備される外来等の保健医療体制等を踏まえ、今秋以降、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が進行し、保健医療の負荷が高まった段階において、感染レベルを抑えるために取り得る感染拡大防止措置をとりまとめた。

また、この際、レベル分類について、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応した指標、事象の改定も行い、各段階において講ずるべき具体的な感染拡大防止措置の内容を整理する。

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応

① 今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合に想定される対応を以下の表において整理する。
② オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
③ 医療負荷増大期においては、情報効果による個人の主体的行動につながる情報発信を強化するとともに、住民に対してより慎重な行動の要請・呼びかけを行うことを選択肢とした「対策強化地域（仮）」の枠組みにより、感染拡大防止措置を講じる。
それでも感染拡大が続く場合等には、医療のひっ迫が想定される前の段階で、住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ（特措法２４条９項の要請又は呼びかけ）を行う。（「医療非常事態宣言（仮）」）

	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
オミクロン株対応の新レベル分類	レベル１	レベル２	レベル３	レベル４（避けたいレベル）
保健医療の負荷の状況	・**外来医療**・入院医療ともに負荷は小さい。 （病床使用率概ね０～**30%**（最大確保病床ベース。以下同じ。））	・**診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。** ・**救急外来の受診者数も増加。** ・病床使用率、**医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。** （病床使用率概ね**30～50%**）	・**外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。** ・**救急搬送困難事例が急増する。** ・入院患者も増加し、**また医療従事者にも欠勤者が多数発生し**、入院医療の負荷が高まる。 **（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、**病床使用率/重症病床使用率　概ね50%超）	・**膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。** ・**救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。** ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・**多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。** ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 **（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率　概ね80%超）**
社会経済活動の状況	―	・**職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。**	・**職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。**	・**欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。**
（参考）感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。

国の対応	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期 **感染拡大が著しい都道府県が、「対策強化宣言（仮）」を行い、以下の対応を地域の実情に応じて実施。 国は、当該都道府県を「対策強化地域（仮）」として位置づけ。（詳細は別紙参照）**	医療機能不全期
①医療体制の機能維持	・同時流行への備えを呼びかけ（ワクチン接種、検査キットや解熱鎮痛薬の購入、相談窓口の確認等） ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制整備等を依頼	・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力を呼びかけ ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制の拡充を依頼 ・医療機関等への協力要請（感染症法１６条の２）	・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力、救急医療の適正利用を強く要請・呼びかけ ・地域の感染状況に応じて、拡充された発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制で対応 ・入退院調整の適切な実施、医療従事者の欠勤状況も踏まえた病床確保のフェーズ引き上げを適切に実施 ・医療機関等への協力要請（感染症法１６条の２） **・濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても医療に従事できる運用を可能な限り実施するよう医療機関に要請**	・保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める ・災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等を行う
②感染拡大防止措置	・オミクロン株対応ワクチン接種の推進 ・基本的感染対策の徹底	・オミクロン株対応ワクチン接種の更なる推進 ・基本的感染対策の徹底 ・医療機関・高齢者施設・学校等の有効な感染対策（10／13コロナ分科会）に基づく対応をとることを促す	➢ 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止を図る ➢ 今夏の「ＢＡ５対策強化地域」における住民・事業者への要請・呼びかけの内容を基本としつつ、**住民に対してより慎重な行動を要請・呼びかけることも選択肢とする** **【情報発信の強化】** **・住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかける。** **【住民に対して、慎重な行動を要請・呼びかけ（例）】（法24条９項又は呼びかけ）** **・普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。** **・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。** **・特に、大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断。** ・学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まり等での感染に気をつける。 【高齢者施設等の感染対策強化】 **・高齢者施設等の集中的検査の拡大・推進**、利用者の節目での検査の実施等。	➢ 医療体制と社会経済の機能不全に対処するために、社会の感染レベルを下げることが必要
③業務継続体制の確保等	―	・各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ	・多数の欠勤者を前提した業務継続体制の確保を促す **・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先、顧客等に示すことを促す** **・接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する**	・ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給確保

医療負荷増大期において、感染拡大のスピードが急激な場合や、左記の対策を講じても感染拡大が続く場合には、医療ひっ迫を回避するために、地域の実情に応じて、速やかに以下を実施

【住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う】（法24条９項又は呼びかけ）
⇒「医療非常事態宣言（仮）」

- **外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）。**
- **飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請。**
- **原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請。**

・濃厚接触者の待機の取扱いについて検討

【別紙】「医療負荷増大期」において都道府県が実施する住民・事業者への要請・呼びかけについて

- 「医療負荷増大期」において、感染が著しい都道府県は、地域の実情に応じて、「対策強化宣言（仮）」を行い、住民・事業者に対して以下のような要請・呼びかけを実施する。**特に、２．④、⑥のように、住民に対してより慎重な対応をとるよう要請・呼びかけを実施することが考えられる。**以下の項目は例示であり、地域の実情に応じて、これら以外の要請・呼びかけを行うことも可能である。
- 国は当該都道府県を「対策強化地域（仮）」として位置づけ。

１．医療体制の機能維持・確保

①重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は健康フォローアップセンターに登録する。なお、症状が重いと感じる等の場合には、電話相談や受診を検討する。
②救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門ＷＥＢサイトや電話相談窓口を利用する。（注）
注）「救急車利用マニュアル」、「こどもの救急」等のWebサイト、自治体の受診・相談センター、＃7119（救急要請相談）、＃8000（こども医療相談）等の電話相談窓口
③濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、適切に対応する。

２．感染拡大防止措置

【情報発信の強化】
住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかける。

【住民への協力要請・呼びかけ】
①基本的な感染対策の再徹底(「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）。
②速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
③感染者との接触があった者は早期に検査を行う。帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合には事前の検査を行う。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。
④混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断すること。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。
⑤飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
⑥普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。

２．感染拡大防止措置

【事業者への協力要請・呼びかけ】

⑦テレワーク（在宅勤務）等の推進

⑧人が集まる場所での感染対策の徹底

・従業員への検査の勧奨　・適切な換気　・手指消毒設備の設置　・入場者の整理・誘導　・発熱者等の入場禁止　・入場者のマスクの着用等の周知

⑨医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、10月13日のコロナ分科会提言の対策を講じる。

⑩高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進

⑪飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行うこと

３．業務継続体制の確保

①多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。

②一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。

③濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。

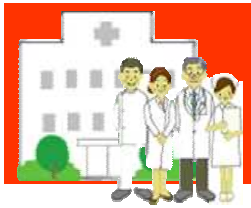

「第８波」を迎え撃つ、戦略的な検査の実施

高齢者施設等での「集中的な検査」を実施

資料５

期間

令和4年11月15日(火)～11月28日(月)

明日から２週間

対象施設

新 通所施設(高齢者、障がい者)
新 訪問事業所(高齢者、障がい者)
○ 高齢者施設、障がい者・児入所施設
○ 療養病床を有する病院・有床診療所、精神科病院

対象施設の拡大

対象者

○ 施設の全職員【新 委託職員(調理、清掃業務等)】
新 新規入所者(高齢者施設、障がい者・児入所施設)
(入所前後に3回の検査を実施)

対象者の拡大

検査回数

「週３回」の実施(発症間隔が短いオミクロン株対応)

検査回数の拡大

徳　島　県

資料　６

児童等利用施設での「集中的な検査」の実施について

１　目　的

感染者が増加傾向にあることを踏まえ、接触機会が多く、マスク着用が難しい低年齢児が生活する「児童等利用施設」の職員に対し、集中的な検査を実施することにより、感染拡大防止の徹底を図る。

２　実施方法

検査を希望する児童等利用施設に「抗原定性検査キット」を配布し、「週３回の集中検査」を実施する。

３　実施時期

１１月１５日（火）～２８日（月）（２週間）

４　対　象

保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障がい児通所施設、児童養護施設等の職員

資料 7

教育委員会

教職員対象の「集中的な検査」の実施について

１　目的

学校における新型コロナ陽性者の増加傾向を踏まえるとともに、人流が拡大する年末年始後の学校再開や入試が行われる年明けを見据え、ウイルスの持ち込みを防止し安定的に学校教育が行えるよう、希望教職員に対し、「集中的な検査」を戦略的に実施する。

２　実施時期等

〇　感染者の増加を踏まえた「集中的な検査」

１１月１５日（火）～２８日（月）を目途に、週３回実施

〇　年明けの「集中的な検査」

冬季休業終了前、共通テスト前、入試前に実施予定

※感染状況を踏まえて、実施期間・頻度を判断

３　対象

公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校の教職員

４　実施方法

公立学校の希望教職員に「抗原定性検査キット」を配布し、「集中的な検査」を実施する。

資料 8

教育委員会

「とくしまアラート」引上げの場合における
学校教育活動の対応案について

部活動や学校行事など教育活動を可能な限り継続し、季節性インフルエンザとの同時流行にも備えつつ、「感染対策の徹底」により、学校内における感染再拡大の未然防止を図る。

１．部活動（合宿や練習試合等）について

（１）現状

・ 「合宿や練習試合等」については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で適切に判断し、感染症対策を徹底した上で実施可能

※ 引き続き、活動時間は「平日２時間程度」、「休日３時間程度」

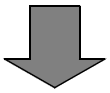

（２）引き上げ後

・ 季節性インフルエンザとの同時流行にも備えつつ、感染対策を徹底して活動を継続

※ 引き続き、活動時間は「平日２時間程度」、「休日３時間程度」
「合宿や練習試合等」についても、現在以上の制限を行わない。

２．各教科等の学習指導について

（１）現状

・ 基本的な感染対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は、指導に関する工夫を行い実施

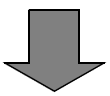

（２）引き上げ後

・ 感染リスクの高い教育活動は、指導に関する工夫を行い、感染症対策をより一層徹底して実施

新型コロナワクチン接種状況（令和4年11月11日時点）

資料9

○オミクロン株対応ワクチン

・前回接種から3か月経過した１２歳以上の追加接種に使用。
・接種対象者「408,251人」のうち、**「52,699人」**が接種。
・全人口に対する接種率は、**「7.3%」**となっている。（全国9.1%）

［参考］
・全人口に対する4回目接種率は、**「37.0%」**（全国34.9%）
・全人口に対する3回目接種率は、**「67.8%」**（全国66.5%）

［参考］ 世代別の接種率

※VRS入力済みの数値（医療従事者含む）

		全人口	6か月～4歳（乳幼児）	5～11歳（小児）	12～29歳	30代・40代	50～64歳	65歳以上
オミクロン株対応ワクチン接種率		7.3%			4.2%	7.3%	14.1%	6.5%
初回接種	2回目接種率 ※1	80.5%	0.04%	17.5%	78.7%	81.7%	89.5%	93.1%
追加接種	3回目接種率	67.8%		4.1%	48.8%	61.1%	78.6%	89.5%
	4回目接種率	37.0%			6.0%	14.7%	36.4%	75.8%
	5回目接種率 ※2	0.9%			0.01%	0.04%	0.2%	2.5%

※1　乳幼児の接種率については、接種開始からまもなく初回接種を完了している人がいないため、1回目の接種率を記載している。
※2　5回目接種は、従来型ワクチンで4回目接種を実施していた方（60歳以上、基礎疾患を有する者、医療従事者等）へのオミクロン株対応ワクチンによる接種。